

いじめ防止基本方針の改定およびいじめ防止対策組織の設置までの

スケジュール（案）

① いじめ防止基本方針の改定

- ・平成29年11月 パブリックコメントを実施
- ・平成29年12月 いじめ防止基本方針を改定

教育委員会会議、総合教育会議および校長会・教頭会、いじめ問題対策協議会
ならびに市議会（建設文教常任委員会）には、適宜、情報提供を行う

② いじめ防止対策組織の設置

- ・平成30年第1回定例市議会 条例案を提案
- ・平成30年4月1日 条例施行

教育委員会会議、総合教育会議および校長会・教頭会、いじめ問題対策協議会
ならびに市議会（建設文教常任委員会）には、適宜、情報提供を行う